

新 旧 対 照 表

「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」 (平成 26 年 1 月 23 日障発 0123 第 2 号) 新旧対照表

(改正箇所は傍線部分)

改 正 後	改 正 前
一部改正	一部改正
障 発 0 1 2 3 第 2 号 平成 26 年 1 月 23 日	障 発 0 1 2 3 第 2 号 平成 26 年 1 月 23 日
障 発 0 2 1 7 第 5 号 平成 27 年 2 月 17 日	障 発 0 2 1 7 第 5 号 平成 27 年 2 月 17 日
障 発 0 4 0 8 第 7 号 平成 28 年 4 月 8 日	障 発 0 4 0 8 第 7 号 平成 28 年 4 月 8 日
障 発 0 8 0 9 第 2 号 平成 29 年 8 月 9 日	障 発 0 8 0 9 第 2 号 平成 29 年 8 月 9 日
障 発 0 5 2 7 第 2 号 令和 元年 5 月 27 日	障 発 0 5 2 7 第 2 号 令和 元年 5 月 27 日
障 発 0 7 1 7 第 2 号 令和 2 年 7 月 17 日	障 発 0 7 1 7 第 2 号 令和 2 年 7 月 17 日
障 発 0 3 1 0 第 2 号 令和 4 年 3 月 10 日	障 発 0 3 1 0 第 2 号 令和 4 年 3 月 10 日
障 発 0 7 2 8 第 1 号 令和 5 年 7 月 28 日	障 発 0 7 2 8 第 1 号 令和 5 年 7 月 28 日
障 発 0 3 0 5 第 2 号 令和 6 年 3 月 5 日	障 発 0 3 0 5 第 2 号 令和 6 年 3 月 5 日
障 発 0 5 3 1 第 6 号 令和 6 年 5 月 31 日	障 発 0 5 3 1 第 6 号 令和 6 年 5 月 31 日
<u>障 発 0 3 3 1 第 3 0 号</u> <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>	
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

改正後

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

(以下本文略)

(別添1)

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) (略)

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が運営する事業所のうち、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助を行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

② 指定後まもない障害福祉サービス事業者等については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、従来どおり新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。

③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。

④ その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

5～7 (略)

(別添2)

指定障害福祉サービス事業者等監査指針

1～4 (略)

改正前

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

(以下本文略)

(別添1)

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

1～3 (略)

4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) (略)

(2) 運営指導

① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。

ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

(新設)

(新設)

② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

5～7 (略)

(別添2)

指定障害福祉サービス事業者等監査指針

1～4 (略)

改正後

- 5 その他
- (1) 都道府県が監査を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。
- (2) 指定権限のある都道府県及び市町村は、取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。
- (3) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別紙)

主眼事項及び着眼点等（指定居宅介護）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～31 (略)	(略)	(略)	(略)
32 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171第38条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を	平18厚令171第38条第2項	適宜必要と認める資料

改正前

- 5 その他
- (1) 都道府県が監査を実施した場合はその障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。
- (新設)
- (2) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別紙)

主眼事項及び着眼点等（指定居宅介護）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～31 (略)	(略)	(略)	(略)
32 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171第38条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を	平18厚令171第38条第2項	適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<p>收受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>				<p>收受していないか。</p> <p>(新設)</p>		
33～38 (略)	(略)	(略)	(略)	33～38 (略)	(略)	(略)	(略)
第5～第8 (略)	(略)	(略)	(略)	第5～第8 (略)	(略)	(略)	(略)
主眼事項及び着眼点等（指定重度訪問介護）				主眼事項及び着眼点等（指定重度訪問介護）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～31 (略)	(略)	(略)	(略)	第4 1～31 (略)	(略)	(略)	(略)
32 利益供与等の禁止	(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していな	平18厚令171第43条第1項準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料	32 利益供与等の禁止	(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していな	平18厚令171第43条第1項準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<p>いか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定重度訪問介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>	平18厚令171第43条第1項準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料		<p>いか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	平18厚令171第43条第1項準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料
33～38 (略) 第5～第8 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	33～38 (略) 第5～第8 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定同行援護）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～30 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
31 利益供与等の禁止	(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定	平18厚令171第43条第2項	適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定同行援護）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～30 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
31 利益供与等の禁止	(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定	平18厚令171第43条第2項	適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<p>相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定同行援護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」</u>や「<u>利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること</u>」なども当該規定に違反するものである。</p>	<p>準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>		<p>相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
32～37 (略) 第5～第7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	32～37 (略) 第5～第7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

改正後				改正前			
主眼事項及び着眼点等（指定行動援護）				主眼事項及び着眼点等（指定行動援護）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～30 (略)	(略)	(略)	(略)	第4 1～30 (略)	(略)	(略)	(略)
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定行動援護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」</u>や「<u>利用者が友人を紹介した</u></p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平18厚令171第43条第2項準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第43条第2項準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	<u>際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>						
32～37 (略) 第5～第7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	32～37 (略) 第5～第7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定療養介護）				主眼事項及び着眼点等（指定療養介護）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～30 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第1～第3 (略) 第4 1～30 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
34 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) <u>(1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人</u></p>	<p>平18厚令171第76条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第76条準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	34 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定療養介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平18厚令171第76条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第76条準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	を含むものであり、具体的には、「 <u>指定療養介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u> 」や「 <u>利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること</u> 」なども当該規定に違反するものである。						
32～40（略） 第5～第6（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	32～40（略） 第5～第6（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
主眼事項及び着眼点等（指定生活介護）				主眼事項及び着眼点等（指定生活介護）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3（略） 第4 1～38（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	第1～第3（略） 第4 1～38（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
39 利益供与等の禁止	<p>（1）指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>（2）指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を</p>	<p>平18厚令171第93条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第93条準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	39 利益供与等の禁止	<p>（1）指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>（2）指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を</p>	<p>平18厚令171第93条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第93条準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	<p>紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p><u>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業者を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定生活介護事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>				<p>紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>		
40～46 (略) 第 5 ～ 第 9 (略)	(略)	(略)	(略)	40～46 (略) 第 5 ～ 第 9 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定短期入所）				主眼事項及び着眼点等（指定短期入所）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～24 (略)	(略)	(略)	(略)	第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～24 (略)	(略)	(略)	(略)
25 利益供与等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業者を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利	平18厚令171第125条準用(第38条第1項)	適宜必要と認める資料	25 利益供与等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業者を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利	平18厚令171第125条準用(第38条第1項)	適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<p>益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定短期入所事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>	平18厚令171 第125条準用 (第38条第2 項)	適宜必要と 認める資料		<p>益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	平18厚令171 第125条準用 (第38条第2 項)	適宜必要と 認める資料
26～40 (略) 第5～第8 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	26～40 (略) 第5～第8 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定重度障害者等包括支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～30 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
31 利益供与 等の禁止	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を	平18厚令171 第136条 準用（第38	適宜必要と 認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定重度障害者等包括支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～30 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
31 利益供与 等の禁止	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を	平18厚令171 第136条 準用（第38	適宜必要と 認める資料

改正後			改正前			
	<p>行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>条第1項)</p>		<p>行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>条第1項)</p>	
	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平18厚令171 第136条 準用(第38 条第2項)</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p>	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平18厚令171 第136条 準用(第38 条第2項)</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p>
	<p>(3) <u>(1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定重度障害者等包括支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>			<p>(新設)</p>		

改正後				改正前			
32～37 (略) 第 5 ～ 第 6 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	32～37 (略) 第 5 ～ 第 6 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等 (指定障害者支援施設等)				主眼事項及び着眼点等 (指定障害者支援施設等)			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～48 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 1～48 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
49 利益供与 等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定障害者支援施設が、当該支援の利用希望者を紹介した者 (障害福祉サービス事業者以外の事業者) に対し、その対償として、金品等の利</u></p>	<p>平 18 厚令 172 第 51 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 51 条第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	49 利益供与 等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平 18 厚令 172 第 51 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 51 条第 2 項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後			
	<p>益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に対し祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。</p>		
50～55 (略) 第5～第6 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定自立訓練（機能訓練））

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～37 (略)	(略)	(略)	(略)
38 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（機能訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）</p>	<p>平18厚令171第162条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と</p>

改正前			
50～55 (略) 第5～第6 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定自立訓練（機能訓練））

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～37 (略)	(略)	(略)	(略)
38 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（機能訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（機能訓練）</p>	<p>平18厚令171第162条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と</p>

改正後				改正前			
	<p>事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p><u>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立訓練（機能訓練）事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>	第 162 条 準用（第38条 第2項）	認める資料		<p>事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	第 162 条 準用（第38条 第2項）	認める資料
39～45 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	39～45 (略) 第 5 ～ 第 7 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定自立訓練（生活訓練））				主眼事項及び着眼点等（指定自立訓練（生活訓練））			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略) 第 4	(略)	(略)	(略)	第 1 ～ 第 3 (略) 第 4	(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
1～37 (略)	(略)	(略)	(略)	1～37 (略)	(略)	(略)	(略)
38 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（生活訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立訓練（生活訓練）事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u>」や「<u>利用者が</u></p>	平18厚令171条第171条準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料	38 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練（生活訓練）事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	平18厚令171条第171条準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料

改正後			
	<u>友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>		
39～45 (略) 第5～第9 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

改正前			
39～45 (略) 第5～第9 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定就労移行支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第4 (略) 第5 1～42 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171第184条準用（第38条第1項） 平18厚令171第184条準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定就労移行支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第4 (略) 第5 1～42 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
43 利益供与等の禁止	(1) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定就労移行支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171第184条準用（第38条第1項） 平18厚令171第184条準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<p>(3) 指定就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。また、<u>(1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」</u>は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定就労移行支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」</u>や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。</p>	<p>平18厚令171 第184条 準用（第38条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>		<p>(3) 指定就労移行支援事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。<u>具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などがあげられる。</u></p>	<p>平18厚令171 第184条 準用（第38条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
44～50 (略) 第6～第7 (略)	(略)	(略)	(略)	44～50 (略) 第6～第7 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援A型）				主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援A型）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第3 (略)	(略)	(略)	(略)
第4 1～44 (略)	(略)	(略)	(略)	第4 1～44 (略)	(略)	(略)	(略)
45 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援A型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。また、(1)及び(2)の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人</u></p>	<p>平18厚令171第197条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第197条準用（第38条第2項）</p> <p>平18厚令171第197条準用（第38条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	45 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援A型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。<u>具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービ</u></p>	<p>平18厚令171第197条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第197条準用（第38条第2項）</p> <p>平18厚令171第197条準用（第38条）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	<p>を含むものであり、具体的には、「<u>指定就労継続支援A型事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u>」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」なども当該規定に違反するものである。</p>				<p>スの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などが<u>あげられる。</u></p>		
46～52（略） 第5～第7（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	46～52（略） 第5～第7（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）

主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援B型）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3（略） 第4 1～40（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
41 利益供与等の禁止	（1）指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う	平18厚令171第202条準用（第38	適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定就労継続支援B型）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3（略） 第4 1～40（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
41 利益供与等の禁止	（1）指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う	平18厚令171第202条準用（第38	適宜必要と認める資料

改正後			改正前			
	<p>者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援B型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>条第1項)</p>		<p>者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定就労継続支援B型事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>条第1項)</p>	
	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平18厚令171 第202条 準用(第38 条第2項)</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p>	<p>(2) 指定就労継続支援B型事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平18厚令171 第202条 準用(第38 条第2項)</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p>
	<p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。また、<u>(1)及び(2)の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定就労継続支援B型事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障害福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、</u></p>	<p>平18厚令171 第202条 準用(第38 条)</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p>	<p>(3) 指定就労継続支援B型事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。<u>具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に対し祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行う</u></p>	<p>平18厚令171 第202条 準用(第38 条)</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p>

改正後				改正前			
	<p>(2) 指定就労定着支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定就労定着支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</p>	平 18 厚令 171 第 206 条の 12 準用（第 38 条第 2 項）	認める資料		<p>(2) 指定就労定着支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	平 18 厚令 171 第 206 条の 12 準用（第 38 条第 2 項）	認める資料
33～38 (略) 第 5 ～ 第 6 (略)	(略)	(略)	(略)	33～38 (略) 第 5 ～ 第 6 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定自立生活援助）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略)	(略)	(略)	(略)
第 4 1 ～ 30 (略)	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定自立生活援助）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 3 (略)	(略)	(略)	(略)
第 4 1 ～ 30 (略)	(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
31 利益供与等の禁止	(1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171第206条の20準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料	31 利益供与等の禁止	(1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平18厚令171第206条の20準用（第38条第1項）	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171第206条の20準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料		(2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平18厚令171第206条の20準用（第38条第2項）	適宜必要と認める資料
	(3) (1) 及び (2) の「 <u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u> 」は、 <u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定自立生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」</u> なども当該規定に				(新設)		

改正後			
	<u>違反するものである。</u>		
32～37 (略) 第5～第6 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定共同生活援助）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～36 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>他の障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定共同生活援助事業</u></p>	<p>平18厚令171第213条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正前			
32～37 (略) 第5～第6 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)

主眼事項及び着眼点等（指定共同生活援助）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第3 (略) 第4 1～36 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平18厚令171第213条準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	<u>者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u>						
38～43（略） 1（略） 第5～第7（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）	38～43（略） 1（略） 第5～第7（略）	（略） （略）	（略） （略）	（略） （略）
第8 1～37（略）	（略）	（略）	（略）	第8 1～37（略）	（略）	（略）	（略）
38 利益供与等の禁止	<p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p> <p>（3）（1）及び（2）の「他の障害福祉サービスの事業を行</p>	<p>平18厚令171第213条の11準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の11準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	38 利益供与等の禁止	<p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p> <p>（新設）</p>	<p>平18厚令171第213条の11準用（第38条第1項）</p> <p>平18厚令171第213条の11準用（第38条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	<p><u>う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>						
39～44 1 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	39～44 1 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
第9～第11 第12 1～38 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第9～第11 第12 1～38 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
39 利益供与 等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹</p>	<p>平18厚令171 第213条の22 準用（第38 条 第1項）</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用（第38 条 第2項）</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p> <p>適宜必要と 認める資料</p>	39 利益供与 等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹</p>	<p>平18厚令171 第213条の22 準用（第38 条 第1項）</p> <p>平18厚令171 第213条の22 準用（第38 条 第2項）</p>	<p>適宜必要と 認める資料</p> <p>適宜必要と 認める資料</p>

改正後				改正前			
	<p>介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</p>				<p>介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>		
40～45 (略) 1 (略) 第 13～第 14 (略)	(略)	(略)	(略)	40～45 (略) 1 (略) 第 13～第 14 (略)	(略)	(略)	(略)

主眼事項及び着眼点等（指定地域移行支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 2 (略) 第 3 1～30 (略)	(略)	(略)	(略)
31 利益供与等の禁止	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令27第34条第1項	適宜必要と認める資料

主眼事項及び着眼点等（指定地域移行支援）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第 1 ～ 第 2 (略) 第 3 1～30 (略)	(略)	(略)	(略)
31 利益供与等の禁止	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平24厚令27第34条第1項	適宜必要と認める資料

改正後				改正前			
	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、指定地域移行支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと</u>」や「<u>利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること</u>」なども当該規定に違反するものである。</p>	平24厚令27 第34条第2項	適宜必要と 認める資料		<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	平24厚令27 第34条第2項	適宜必要と 認める資料
32～37 (略) 第4～第5 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	32～37 (略) 第4～第5 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定地域定着支援）				主眼事項及び着眼点等（指定地域定着支援）			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第2 (略) 第3 1～28 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	第1～第2 (略) 第3 1～28 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
29 利益供与 等の禁止	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若	平24厚令27 第45条	適宜必要と 認める資料	29 利益供与 等の禁止	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若	平24厚令27 第45条	適宜必要と 認める資料

改正後				改正前			
	<p>しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「<u>障害福祉サービスの事業を行う者等</u>」は、<u>障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定地域定着支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</u></p>	<p>準用（第34条第1項）</p> <p>平24厚令27第45条準用（第34条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>		<p>しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>準用（第34条第1項）</p> <p>平24厚令27第45条準用（第34条第2項）</p>	<p>適宜必要と認める資料</p>
30～35 (略) 第4～第5 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)	30～35 (略) 第4～第5 (略)	(略) (略)	(略) (略)	(略) (略)
主眼事項及び着眼点等（指定計画相談支援）				主眼事項及び着眼点等（指定計画相談支援）			

改正後				改正前			
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1～第2 (略)	(略)	(略)	(略)	第1～第2 (略)	(略)	(略)	(略)
第3 1～22 (略)	(略)	(略)	(略)	第3 1～22 (略)	(略)	(略)	(略)
23 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(4) (3)の「福祉サービス等の事業を行う者等」は、障害</p>	<p>平24厚令28第26条第1項</p> <p>平24厚令28第26条第2項</p> <p>平24厚令28第26条第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>	23 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	<p>(1) 指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(新設)</p>	<p>平24厚令28第26条第1項</p> <p>平24厚令28第26条第2項</p> <p>平24厚令28第26条第3項</p>	<p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p> <p>適宜必要と認める資料</p>

改正後				改正前			
	<u>福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人から金品その他の財産上の利益を収受すること」なども当該規定に違反するものである。</u>						
23～29 (略) 第4～第5 (略)	(略)	(略)	(略)	23～29 (略) 第4～第5 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)